

特定商工業者制度について

商工会議所は、「商工会議所法」に基づき、地区内の商工業者の方々の力を結集して、商工業の総合的な改善発達を図る公益性の高い総合経済団体です。

そこで、商工会議所は、地区内の商工業の状況を把握し、各種事業の実施に役立てるため、会員加入の有無にかかわらず、一定規模以上の商工業者（特定商工業者）の方々の事業概要を登録した「商工業者法定台帳」を作成し、管理・運用することが商工会議所法で定められています。

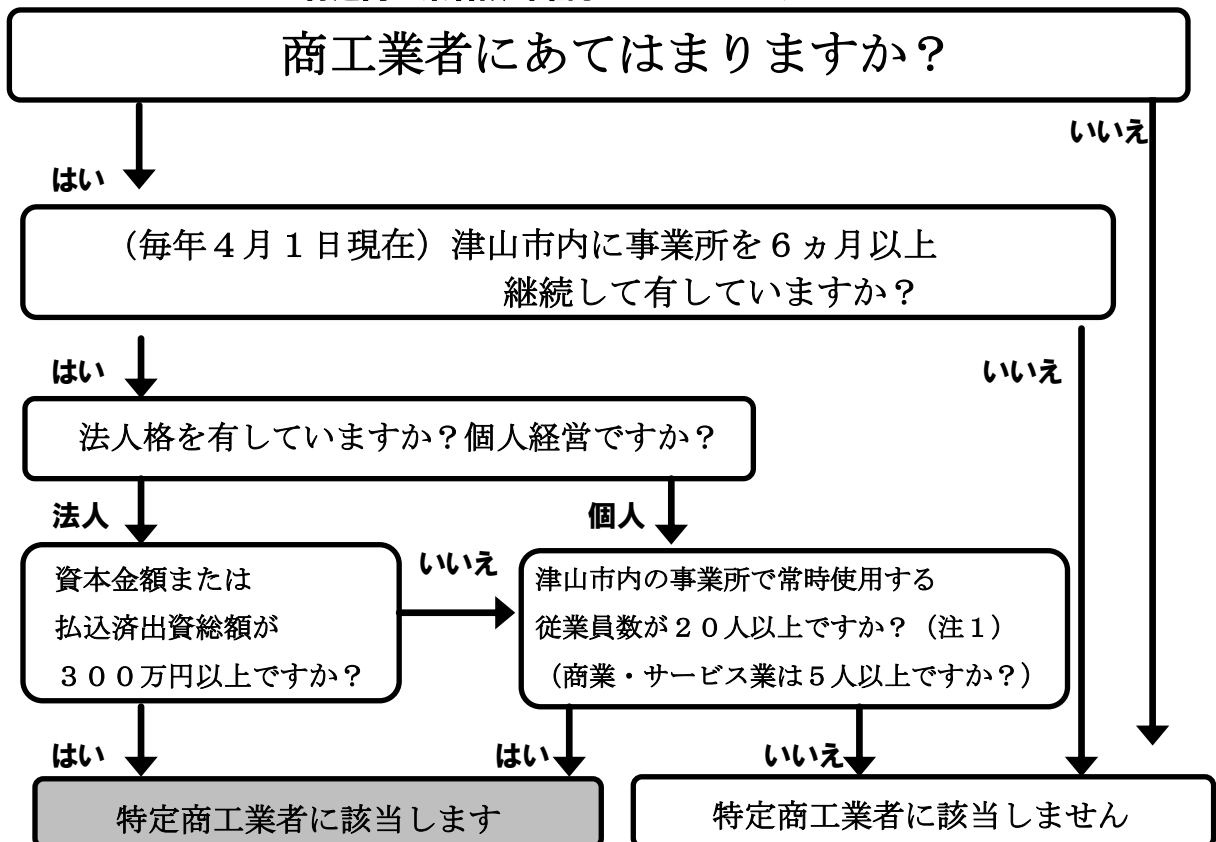
津山商工会議所では、5年に1回、特定商工業者に該当される方々に「商工業者法定台帳」をお送りし、事業概要の登録や、既にご登録いただいている内容の確認・訂正をお願いしています。

特定商工業者の該当基準とは＜津山商工会議所の場合＞

毎年4月1日において、津山市内に本支店、営業所、工場などの事業所を6ヵ月以上継続して有する商工業者のうち、次の①②のいずれか、もしくは両方を満たす方々が特定商工業者に該当します。

- ①津山市内の事業所で常時使用する従業員数が20人以上（商業・サービス業は5人以上）
- ②資本金額または払込済出資総額が300万円以上

特定商工業者該当確認のためのフローチャート



「商工業者」とは次の方々です。

- ①自己の名をもって商行為をすることを業とする者（製造業、商業、サービス業など）
- ②店舗などで物品を販売することを業とする者（農林漁業で取得した物品の販売など）
- ③鉱業を営む者 ④取引所 ⑤会社 ⑥相互会社

(注1)「常時使用する従業員」には次の方々が含まれます。

- ①期間を定めずに雇用されている方 ②1カ月を超える期間を定めて雇用されている方
 正社員以外の嘱託、パートタイマー、アルバイト、家族従業員などであっても、①②の
 いずれかに該当すれば従業員に含まれます。但し、無給役員、派遣社員は含まれません。

負担金とは

商工業者法定台帳の作成、管理および運用に要する経費に充てるため、津山商工会議所では、特定商工業者に該当される方々に負担金（年額2,000円）のご協力をお願いしています

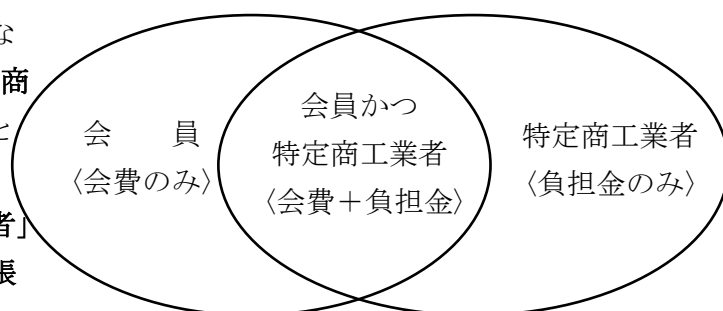
（商工会議所法第12条に則り、特定商工業者の方々の過半数から負担金の額に関する同意を得たのち、津山市長の許可を受けたうえで、ご協力をお願いをしています）。

※ 負担金は、公租公課として損金算入できます。また、消費税の課税対象にはなりません。

「会員」と「特定商工業者」について

「特定商工業者」は、任意加入の「会員」と異なる制度です。右図の通り、「会員」の方が「特定商工業者」に該当される場合は、会費のご請求とともに負担金のご協力をお願いしています。

また、「会員」を脱退されても、「特定商工業者」に該当される場合は、引き続き商工業者法定台帳での事業概要のご登録と負担金のご協力をお願いさせていただきます。



特定商工業者制度に関するお問い合わせは

津山商工会議所 総務課 TEL(0868)-22-3141